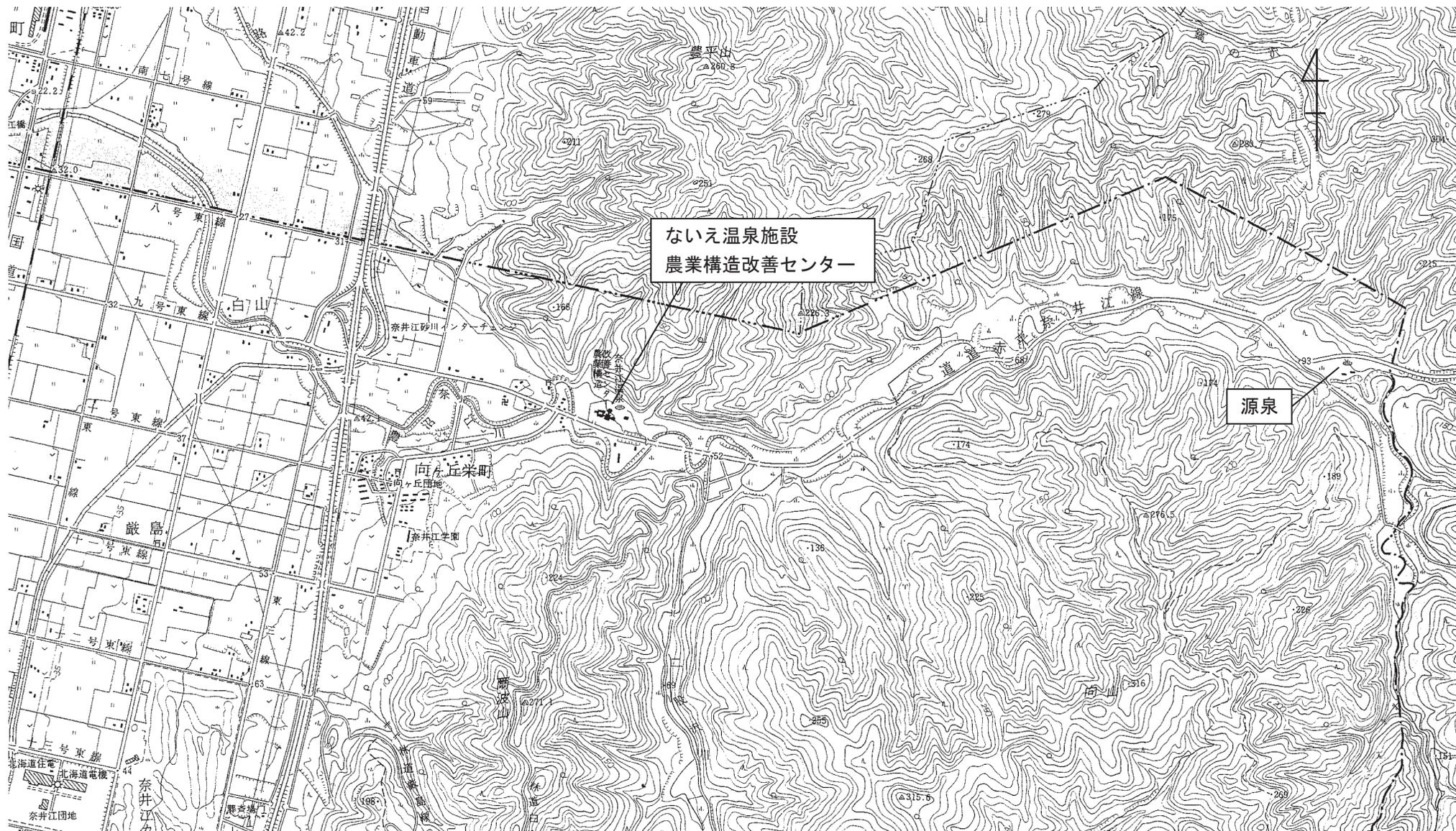
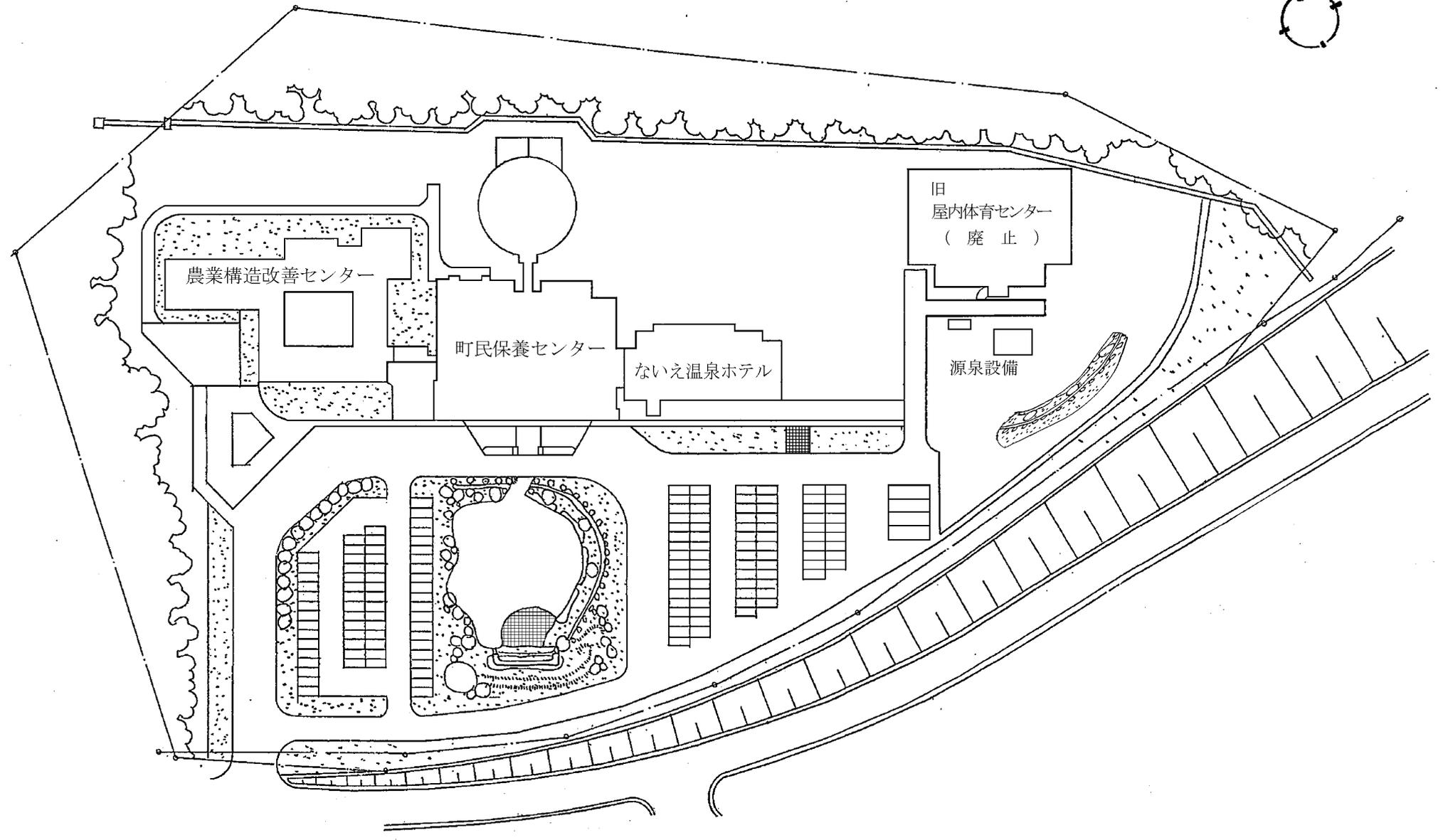


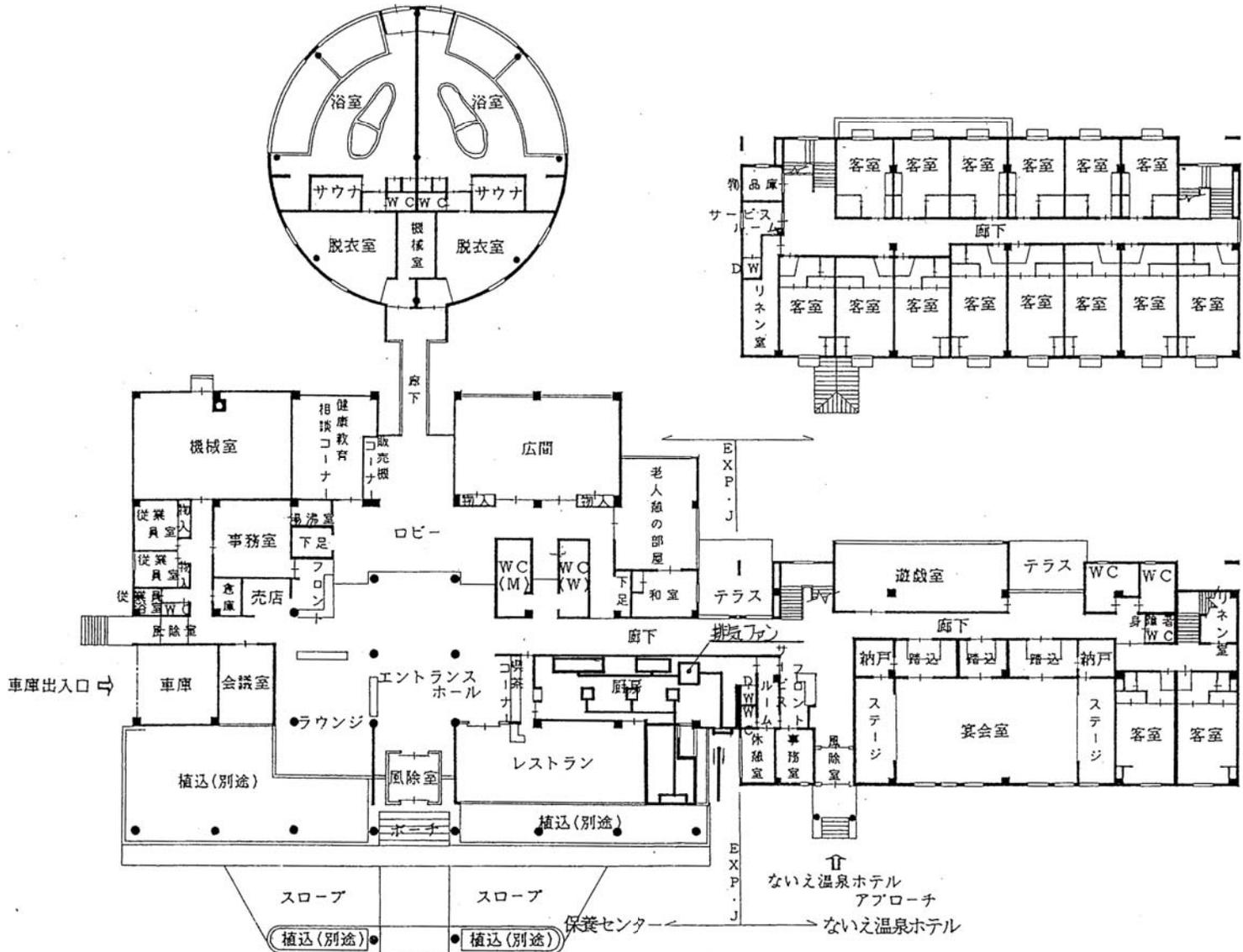
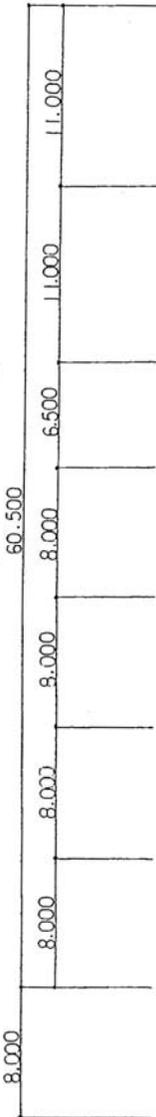
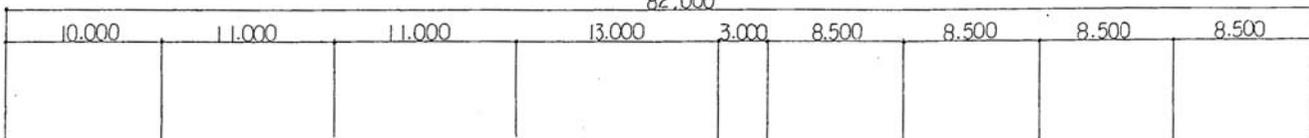
ないえ温泉施設等位置図



ないえ温泉施設、屋内体育センター及び農業構造改善センター
全体図



82,000



27

○ 奈井江町

工事名

図名

図番

| | | | | | |
|----|----|----|----|----|-----|
| 年月 | 課長 | 係長 | 担当 | 合議 | 設計者 |
| | | | | | |

縮尺



訂正

奈井江町

工事名

奈井江町農業構造改善センター 平面図

縮尺

設計者

資料2 ないえ温泉施設周辺案内

1 三井鉱山奈井江専用鉄道跡

施設入口の手前、豊沼奈江川にかかる春日橋から見える1連のガーター橋（鉄橋）は、昭和43年に廃止された三井鉱山奈井江専用鉄道の跡である。

この橋の他に、道道赤平奈井江線沿いに築堤跡が見られるほか、4kmほど進んだ地点から脇道を数十メートル入った地点には、豊沼奈江川に架かる4連のガーター橋が残っている。

同鉄道は、昭和24年に函館本線奈井江駅から北寄り430mの地点を起点として、白山坑まで本線6.4kmで営業を開始した。その後、炭住拡張に伴い複数の駅を設置し、昭和26年には東奈井江まで本線の総延長約10kmに延伸した。往時は、関係の深い三井芦別鉄道のC11形蒸気機関車や、かつて東海道本線で活躍した8850形蒸気機関車が入線し、SL愛好家が訪れカメラに収めていたという。

2 炭鉱住宅跡、旧白山小学校跡

施設の東側、葦（すみれ）橋と新橋との間、道路南側の敷地は、旧白山小学校の跡地である。昭和42年に三井奈井江鉱山（白山鉱）が閉山し、昭和47年に石狩炭鉱が爆発事故を引き金に閉山となったことから児童数が減少し、その後、北海ダムの建設が具体化することに伴い、昭和63年に閉校した。

さらに東に進んだ二股橋から東側の道路南側には、かつて炭住街が広がっていた。炭鉱の閉山や北海ダム建設計画により建物はすべて取り壊され、春にあちこちで咲く水仙の花のみが、往時の面影を残している。

3 白山神社（白山地区）

施設が立地する白山地区は、岩手県人、石川県人が入植して拓かれた。明治29年、30年には石川県白山山麓を襲った洪水の被害にあった25戸が集団で入植し、さらに明治31年には福井、石川両県から多数の移住があつて地区の形態を整えた。地区の名前は、石川県白山に由来している。

現在、地区の水田はタンパク含有量が少ない良質・良食味米が生産できる土壌として、全道でもトップレベルといわれる町の水稲生産の中でも、生産者がうらやむ土地となっている。

道道赤平奈井江線を施設に向かって進んでいく途中、左手には鳥居が見える。これは、入植以来、地区の人々が大切にしてきた白山神社である。毎年、4月には敷地に植えられたエゾヤマザクラが静かに咲き乱れる風景を見ることができ、秋には山一帯が紅葉する景色を楽しむことができる。

4 道央自動車道奈井江砂川 I C

昭和 63 年に美唄一滝川間の開通に伴い共用が開始された。

施設からは約 1.5km と至近にあり、アクセスの良さは当施設の利便性のひとつといえる。

5 樺戸連山、ピンネシリ（標高 1100m）、隈根尻山（標高 971m）

施設から西側に望む山塊は、地元では「樺戸連山」と呼ばれている。稜線の奥にお椀を伏したようなひときわ大きく見える山は、ピンネシリ（標高 1100m）である。山の名前はアイヌ語で「男山」の意味からきており、脇には「女山」を意味する待根山（標高 1002m）を従えている。ピンネシリの頂上には、雨雪観測用のレーダードームが設置されている。新十津川町、当別町側から登ることができる。

樺戸連山の手前側の稜線で最も高い山は、隈根尻山（標高 971m）である。浦臼町、当別町側から登ることができ、浦臼町側からの登山道では、石狩川中流域の展望が開けている。

6 にわ山森林自然公園

市街地から東側の丘陵地帯の西端は、町民から「里山」と親しまれてきた。公園へのアクセスは、町道 12 号線又は 14 号線からとなる。

かつては石炭の採掘跡であった山を、町民が年月をかけてエゾヤマザクラやツ

ツジ、シラカバを植え、現在では5月上旬から中旬にかけて1,800本の桜を見ることができる。近年では、桜の見どころとしてロコミが広がり、開花時期には町内外から多くの見物客が訪れている。

第1から第3まである展望台からは市街地や樺戸連山が一望でき、センターハウスにはトイレ、水道が整備され、デイキャンプが可能である（冬期は閉鎖）。

7 美唄山（標高 987m）

国道12号から道道東奈井江奈井江停車場線を東に17km進んだところに登山口がある。さらに1kmほど進んだ所には、不老の滝（落差45m、幅10m）がある。

美唄山の山頂には北海道で最後（明治34年）に選定された一等三角点が設置されており、札幌から近く、眺望の良さが期待できること、周辺には山菜が豊富といわれていることなどから、町外からの問い合わせが多い。

登山口までの道路は冬期通行止めとなり、開通は毎年5月末頃から10月中旬までだが、年によっては積雪や斜面の崩落で長期間の通行止めとなる場合もある。また、登山口までは悪路が続く上、ヒグマの生息地であることや、近年は登山道の手入れがほとんどされていないことから、入山には細心の注意が必要である。

資料3

平成28年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集
入館者数等の実績

(人)

| | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|
| 入館 | 126,345 | 115,496 | 111,704 | 97,982 | 89,853 | 88,750 | 81,555 | 71,511 |
| 宿泊 | 7,133 | 7,257 | 6,999 | 6,052 | 5,630 | 6,114 | 5,408 | 5,415 |
| 宴会 | | | | | 3,346 | 2,786 | 2,945 | |
| レストラン | | | | | 14,985 | 16,670 | 12,236 | |
| 売店・自販機 | | | | | 29,832 | 27,977 | 22,853 | |
| 計 | 133,478 | 122,753 | 118,703 | 104,034 | 143,646 | 142,297 | 124,997 | 76,926 |

※空白の欄は、実績数が不明

資料 4

平成 28 年度 ないえ温泉施設等指定管理者募集

利用料金・開館時間・休館日資料

1 利用料金関係

(1) ないえ温泉施設

平成 28 年 9 月現在の料金体系は、次のとおりであった。(施設案内パンフレットより)

ア 入浴

| 区分 | 料金 | 備考 |
|-----|-------|-------|
| 大人 | 520 円 | 中学生以上 |
| 子ども | 360 円 | 6 歳以上 |
| 幼児 | 無料 | 6 歳未満 |

※割引日の料金、回数券は省略

イ 宿泊

(ア) 平日

| | | 1 名 | 2 名 | 3 名 | 4 名 | 5 名以上 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 泊 2 食 | 大人 | 8,400 円 | 7,350 円 | 6,850 円 | 6,350 円 | 5,800 円 |
| | 子ども | 4,250 円 | 4,250 円 | 3,750 円 | 3,350 円 | 3,350 円 |
| 1 泊朝食 | 大人 | 6,300 円 | 5,250 円 | 4,750 円 | 4,250 円 | 3,700 円 |
| | 子ども | 3,300 円 | 3,300 円 | 2,800 円 | 2,450 円 | 2,450 円 |
| 1 泊夕食 | 大人 | 7,350 円 | 6,300 円 | 5,800 円 | 5,250 円 | 4,750 円 |
| | 子ども | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,400 円 | 2,750 円 | 2,750 円 |
| 1 泊食事なし | 大人 | 5,250 円 | 4,750 円 | 4,250 円 | 3,700 円 | 3,300 円 |
| | 子ども | 2,300 円 |

※税、サービス料込

(イ) 土日・祝祭日・特別日

| | | 1 名 | 2 名 | 3 名 | 4 名 | 5 名以上 |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 泊 2 食 | 大人 | 8,900 円 | 7,850 円 | 7,350 円 | 6,850 円 | 6,300 円 |
| | 子ども | 4,750 円 | 4,750 円 | 4,250 円 | 3,850 円 | 3,850 円 |
| 1 泊朝食 | 大人 | 6,800 円 | 5,750 円 | 5,250 円 | 4,750 円 | 4,200 円 |
| | 子ども | 3,800 円 | 3,800 円 | 3,300 円 | 2,950 円 | 2,950 円 |

| | | | | | | |
|---------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1 泊夕食 | 大人 | 7,850 円 | 6,800 円 | 6,300 円 | 5,750 円 | 5,250 円 |
| | 子ども | 4,300 円 | 4,300 円 | 3,900 円 | 3,250 円 | 3,250 円 |
| 1 泊食事なし | 大人 | 5,750 円 | 5,250 円 | 4,750 円 | 4,200 円 | 3,800 円 |
| | 子ども | 2,800 円 |

※税、サービス料込

※年末年始は、別料金

(2) 農業構造改善センター

従前の料金体系は、次のとおりである。

(1) 利用料金の基本額

| 利用区分 | 1 時間当たりの額 |
|----------|-----------|
| 多目的ホール | 650 円 |
| 大研修室 | 450 円 |
| 中研修室 | 250 円 |
| 研修室 (和室) | 230 円 |

備考

- 1 町民以外の者が利用する場合は、50 パーセント割増とする。
- 2 入場料、会費又は名称のいかんを問わず、これに類するものを 5,000 円以上徴収し、かつ、酒、料理等の飲食物を持ち込む会合の利用は、100 パーセント割増とする。
- 3 商業活動のために利用する場合は、前 2 項の規定にかかわらず 100 パーセント割増とする。ただし、町外の業者については 500 パーセント割増とする。

(2) 付属設備等を使用する場合の利用料金の額

| 種別 | 単位 | 金額 |
|----|-----------|-------|
| 電源 | 機器 1 台につき | 150 円 |

備考

付属設備以外の電気機器を使用する場合に限る。

(3) 利用料金の計算方法

- ア 利用者が施設を利用する場合において、(2)に定める場合に該当するときの当該施設の利用料金の額は、(1)に定める施設の利用料金の額に、(2)に定める当該施設又は付属設備等の利用料金の額を加えた額とする。
- イ 利用料金は、表の額に消費税及び地方消費税の合計額に相当する額（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 28 条第 1 項及び第 29 条の規定によ

り算出される額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出される額を合わせた額という。）を加算した額（その額に 1 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）により算出した額（その額に 10 円未満の端数が生じたときは、切り捨てるものとする。）とする。

2 利用時間・休館日関係

(1) 利用時間

休止前の開館時間は、午前 9 時から午後 8 時までであった。

(2) 休館日

休止前の休館日は、年 2 回、各 2 日間程度であった。（平成 27 年度）

資料5 施設設置条例

ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例

平成28年12月16日条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、ないえ温泉施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(ないえ温泉施設の名称及び位置)

第2条 ないえ温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|-------------------------|--------------------|
| 奈井江町民保養センター ないえ温泉ホテル | 奈井江町字東奈井江 162 番地 2 |

(管理の代行)

第3条 町長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、ないえ温泉施設の管理に関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- (1) ないえ温泉施設及び設備の維持及び管理
- (2) 第6条の利用の許可
- (3) 利用料金の収受
- (4) 上記業務に付随する業務

(職員の配置)

第4条 指定管理者は、ないえ温泉施設の管理運営のため必要な職員を配置しなければならない。

(利用時間等)

第5条 ないえ温泉施設の利用時間は、指定管理者が定める。

(利用の申込み及び許可)

第6条 ないえ温泉施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、指定管理者の許可を得なければならない。

(申込みの取消し又は変更)

第7条 利用者は、利用許可を得た後において、その利用を取消し、又は変更しなければならない事情が生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の届出がなく、又は届出が遅れたためにないえ温泉施設に損害を与えたときは、利用者はその実費を納付しなければならない。ただし、その事情がやむを得ないものであると指定管理者が認めたときは、その一部又は全部を免除することができる。

(利用の取消し及び制限)

第8条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の許可を取消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(4) その他ないえ温泉施設の管理運営上支障があると認めたとき。

2 指定管理者は、前項の規定に基づき利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは利用を停止したため利用者に損害を与えることがあってもその補償の責を負わない。

(利用料金)

第9条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、ないえ温泉施設の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の割引及び減免)

第10条 指定管理者は、次の各号に掲げる場合においては、利用料金を割引又は減免することができる。

(1) 割引し、又は減免することにより、結果として施設の効用を高めることが見込まれる場合

(2) その他指定管理者が特に認めた場合

(利用料金の前納及び返還)

第11条 指定管理者は、利用者に予約金として利用料金の一部を前納させることができる。

2 前項の規定による予約金は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、指定管理者は、その一部又は全部を利用者に返還することができる。

(1) 利用者の責に帰することのできない事由によって利用ができなくなったとき。

(2) 利用者から利用前に利用の取消し、又は変更の申し出があつて、指定管理者がこれについて相当の理由があると認めたとき。

(利用者の損害賠償)

第12条 利用者は、その利用により施設又は設備等を破損し、又は滅失したときは、町長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めたときは、賠償額を減額又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例の一部改正)

2 議会の議決に付すべき重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例(昭和39年条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り上げ、第20号を削り、第21号を第19号とし、第22号を削り、第23号を第20号とし、第24号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) ないえ温泉施設

第2条中第25号を削り、第26号を第23号とし、第27号を第24号とし、第28号を削り、第29号を第25号とし、第30号から第33号までを4号ずつ繰り上げる。

(奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正)

3 奈井江町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2項に次の1号を加える。

(8) ないえ温泉施設の設置及び管理に関する条例（平成28年条例第22号）第5条から第13条まで（第9条第1項及び第10条を除く。）

奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例

平成 16 年 10 月 27 日条例第 33 号

改正

平成 19 年 3 月 19 日条例第 4 号

平成 20 年 4 月 30 日条例第 15 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 8 号

奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例（平成 15 年条例第 14 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、奈井江町農業構造改善センター（以下「改善センター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第 2 条 改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------------|--------------------|
| 奈井江町農業構造改善センター | 奈井江町字東奈井江 162 番地 2 |

（管理の代行）

第 3 条 町長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、改善センターに関する次の各号に掲げる業務を指定管理者に行わせるものとする。

- （1） 改善センターの施設及び設備の維持及び管理
- （2） 第 5 条の利用の許可
- （3） 利用料金の收受
- （4） 上記業務に付随する業務

（休館日及び開館時間）

第 4 条 改善センターの休館日は、12 月 31 日から翌年 1 月 5 日までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときは、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

2 改善センターの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時までとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めたときは、これを変更することができる。

（利用の許可）

第 5 条 改善センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者に申請しその許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、改善センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

（利用の不許可）

第 6 条 指定管理者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、改善センターの利用を許可してはならない。

- （1） 公安、風俗その他公益を乱すおそれがあるとき。
- （2） 改善センターの建物又は付属設備を損傷するおそれがあるとき。

(3) その他改善センターの管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 町長は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、改善センターの利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

2 利用料金の額は、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。

3 改善センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号。以下「公の施設等使用料減免条例」という。）の例により、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

(利用料金の返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、不可抗力により利用できなかった場合又は指定管理者が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(利用目的の変更等の禁止)

第10条 利用者は、許可を受けた目的以外に改善センターを利用し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の使用)

第11条 利用者は、建物又は付属設備に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付属設備以外の物を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号の一に該当するときは、利用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 利用の許可の条件に違反したとき。

(2) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(3) 第6条の規定に該当することとなったとき。

(4) その他指定管理者が必要であると認めたとき。

(原状回復)

第13条 利用者は、利用を停止されたとき若しくは利用の許可を取り消されたとき又は利用を終えたときは、直ちに利用場所を整備し、原状に回復しなければならない。

2 指定管理者は、利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(利用者の義務)

第14条 利用者は、次に掲げる事項を守り、当該利用場所を良好な状態において利用しなければならない。

- (1) 危険物及び危険のおそれのある物を持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外では、飲食又は喫煙をし、若しくは火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品の配布、販売、募金等の行為を行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 指定管理者の指示に従うこと。

(損害賠償)

第15条 利用者は、その利用により改善センターの建物、付属設備等を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は、前項に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出、その指示を受けなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に改正前の奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例第4条の許可を受けている者は、この条例の施行の際に改正後の条例第5条の許可を受けた者とみなす。

(奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部改正)

- 3 奈井江町公の施設等の使用料減免条例の一部を次のように改正する。
第2条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附 則 (平成19年3月19日条例第4号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年4月30日条例第15号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に奈井江町屋内体育センターの設置及び管理に関する条例第5条の許可を受けている者又は現に奈井江町農業構造改善センターの設置及び管理に関する条例第5条の許可を受けている者に係る利用料金については、なお従前の例による。

資料6 公共施設の減免基準

奈井江町公の施設等の使用料減免条例（平成15年条例第19号）抄
別表（第3条関係）

| 減免基準 | | 減免団体等 | 減免割合 |
|------|-------------------------|---|---------------------------------------|
| 1 | 公共団体が主催又は共催する行事に使用する場合 | 町、教育委員会その他町の執行機関 | 10割免除 |
| 2 | 教育関係団体が主催する大会、行事に使用する場合 | 子ども会育成連絡協議会、PTA連合会、教育振興会、備中神楽伝承保存会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、スポーツ少年団本部（単位少年団を含む。） | 10割免除 |
| 3 | 福祉関係団体が主催する大会、行事に使用する場合 | 社会福祉協議会、日赤分会、日赤協賛会、日赤奉仕団、共同募金会、ボランティア活動連絡協議会、健寿苑ボランティア、やすらぎの家ボランティアその他町長が認めたボランティア団体、交通安全協会、交通安全運動実行委員会、老人クラブ連合会、防犯協会、衛生協力会、献血推進協議会、民生委員協議会、やすらぎの家家族会 | 10割免除 |
| 4 | 産業関係団体が主催する大会、行事に使用する場合 | 産業まつり実行委員会、ふれあいまつり実行委員会、ないえ冬まつり実行委員会 | 10割免除 |
| 5 | その他町長が必要と認めるもの | 成長期における体力増進の場として必要 町内に在住する高校生以下の児童生徒及び町内の学校に通学している生徒 | 全額免除（夏休み及び冬休み期間中に都市公園有料施設を使用する場合に限る。） |